

## ■調査基準価格及び失格基準価格制度の改正について

改正後:令和4年6月から	改正前:令和4年5月まで
<p>(1) 調査基準価格・失格基準価格等の計算</p> <p>■土木系工事の調査基準価格(税抜き) = 直接工事費(税抜き)×97%+共通仮設費(税抜き)×90%+現場管理費(税抜き)×90%+一般管理費(税抜き)×68%</p> <p>■建築系工事の調査基準価格(税抜き) = 直接工事費(税抜き)×90%×97%+共通仮設費(税抜き)×90%+{直接工事費(税抜き)×10%+現場管理費(税抜き)}×90%+一般管理費(税抜き)×68%</p> <p>▼ 調査基準価格(税抜き)の計算において、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。</p> <p>▼ 調査基準価格は、予定価格の75%を下限とし、予定価格の92%を上限とします。</p> <p>▼ 調査基準価格(税抜き)≧予定価格(税抜き)×92%の場合 調査基準価格(税抜き)=予定価格(税抜き)×92%</p> <p>▼ 調査基準価格(税抜き)&lt;予定価格(税抜き)×75%の場合 調査基準価格(税抜き)=予定価格(税抜き)×75%</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するものは、低入札価格調査を行わず、失格とします。</p> <p>① 入札金額と入札時に提出された内訳明細書の合計額が一致しないもの</p> <p>② 入札金額が次に定める失格基準価格を下回るもの</p> <p>■土木系工事の失格基準価格(税抜き) = {平均入札額(税抜き)+予定価格(税抜き)×2}÷3×93%</p> <p>■建築系工事の失格基準価格(税抜き) = {平均入札額(税抜き)+予定価格(税抜き)×2}÷3×94%</p> <p>▼ 失格基準価格(税抜き)の計算において、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。</p> <p>▼ 入札金額の平均値を求める場合において、調査基準価格未満の入札金額は、調査基準価格で入札したものとして取り扱います。</p> <p>▼ 失格基準価格(税抜き)が調査基準価格(税抜き)を上回った場合は、失格基準価格(税抜き)は調査基準価格(税抜き)と同額とします。</p> <p>③ 入札時に提出された内訳明細書の記載金額について、次の失格判断基準(ア)(イ)(ウ)(エ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 内訳明細書の直接工事費(税抜き)÷設計金額の直接工事費(税抜き)×75%</p> <p>(イ) 内訳明細書の共通仮設費(税抜き)÷設計金額の共通仮設費(税抜き)×70%</p> <p>(ウ) 内訳明細書の現場管理費(税抜き)÷設計金額の現場管理費(税抜き)×70%</p> <p>(エ) 内訳明細書の一般管理費(税抜き)÷設計金額の一般管理費(税抜き)×30%</p>	<p>(1) 調査基準価格・失格基準価格等の計算</p> <p>■土木系工事の調査基準価格(税抜き) = 直接工事費(税抜き)×95%+共通仮設費(税抜き)×90%+現場管理費(税抜き)×80%+一般管理費(税抜き)×30%</p> <p>■建築系工事の調査基準価格(税抜き) = 直接工事費(税抜き)×90%×95%+共通仮設費(税抜き)×90%+{直接工事費(税抜き)×10%+現場管理費(税抜き)}×80%+一般管理費(税抜き)×30%</p> <p>▼ 調査基準価格(税抜き)の計算において、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。</p> <p>▼ 調査基準価格は、予定価格の70%を下限とし、予定価格の90%を上限とします。</p> <p>▼ 調査基準価格(税抜き)≧予定価格(税抜き)×90%の場合 調査基準価格(税抜き)=予定価格(税抜き)×90%</p> <p>▼ 調査基準価格(税抜き)&lt;予定価格(税抜き)×70%の場合 調査基準価格(税抜き)=予定価格(税抜き)×70%</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するものは、低入札価格調査を行わず、失格とします。</p> <p>① 入札金額と入札時に提出された内訳明細書の合計額が一致しないもの</p> <p>② 入札金額が次に定める失格基準価格を下回るもの</p> <p>■土木系工事の失格基準価格(税抜き) = {平均入札額(税抜き)+予定価格(税抜き)×2}÷3×88%</p> <p>■建築系工事の失格基準価格(税抜き) = {平均入札額(税抜き)+予定価格(税抜き)×2}÷3×90%</p> <p>▼ 失格基準価格(税抜き)の計算において、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。</p> <p>▼ 入札金額の平均値を求める場合において、調査基準価格未満の入札金額は、調査基準価格で入札したものとして取り扱います。</p> <p>▼ 失格基準価格(税抜き)が調査基準価格(税抜き)を上回った場合は、失格基準価格(税抜き)は調査基準価格(税抜き)と同額とします。</p> <p>③ 入札時に提出された内訳明細書の記載金額について、次の失格判断基準(ア)(イ)(ウ)(エ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 内訳明細書の直接工事費(税抜き)÷設計金額の直接工事費(税抜き)×75%</p> <p>(イ) 内訳明細書の共通仮設費(税抜き)÷設計金額の共通仮設費(税抜き)×70%</p> <p>(ウ) 内訳明細書の現場管理費(税抜き)÷設計金額の現場管理費(税抜き)×70%</p> <p>(エ) 内訳明細書の一般管理費(税抜き)÷設計金額の一般管理費(税抜き)×30%</p>

(※下線部分が改定箇所)